

市職員の懲戒処分について

市職員に対して地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

1 処分年月日 令和3年1月29日

2 処分内容

(1) 対象職員 総務部総務課付 参事 岡村聡彦（おかむら としひこ）（53歳、男性）
（事件発生当時：まちづくり部建設課 課長）

(2) 処分の種類 懲戒免職

3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第3号による懲戒処分

4 事案概要

本市の50万円以下の小規模契約業務（簡易な除草業務など）の登録業者であるクリーン・テック（所在地：本市大字須影）の清水 一（しみず はじめ）容疑者（53歳）から、羽生市が発注する業務委託の請け負いに関し、有利な取り計らいを受けるための謝礼として現金を受け取ったもの。

5 管理監督者に対する処分

(1) 対象職員 まちづくり部長

(2) 処分の種類 減給（10分の1、1か月）

(3) 処分事由 地方公務員法第29条第1項第2号による懲戒処分
（上記事件の管理監督責任による）

6 その他

上記事件における市行政の管理監督の責任をとるため、市長及び副市長の給料の減額を検討し、令和3年3月市議会に条例案を上程する予定です。

【 問い合わせ 】

羽生市総務部総務課

048-561-1121（内230）